

尼崎市 USB メモリ紛失事案に対する
個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 5 年 2 月 22 日

個人情報保護委員会は、令和 5 年 2 月 22 日、尼崎市 USB メモリ紛失事案に関し、個人情報取扱事業者 2 社に対する対応を行いましたので、お知らせいたします。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局
監視・監督室
電話：03-6457-9680（代）

尼崎市 USB メモリ紛失事案に対する 個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 5 年 2 月 22 日
個人情報保護委員会

1. はじめに

(1) 事案の概要

尼崎市が、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務（以下「本件業務」という。）における保有個人情報の取扱いを BIPROGY 株式会社（以下「ビプロジー社」という。）に委託していたところ、令和 4 年 6 月 21 日、同社の委託先である有限会社リンクドゥ（以下「リンクドゥ社」という。）従業員が、同市全住民約 46 万人の住民基本台帳の情報等個人情報を含む USB メモリ（以下「本件 USB メモリ」という。）を紛失する事案（以下、「本件事案」という。なお、本件 USB メモリは、同月 24 日に発見済みであり、個人データが第三者に漏えいした事実は確認されていない。）が発生した。

(2) 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の対応

委員会は、ビプロジー社に対し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 143 条第 1 項の規定に基づく立入検査等の調査を実施し、同調査結果を踏まえ、令和 4 年 9 月 21 日、個人情報保護法第 144 条の規定に基づく指導を行い、改善策の実施状況を報告するよう求めた。

委員会は、同年 11 月 30 日及び令和 5 年 1 月 31 日、ビプロジー社から改善策の実施状況の報告を受け、同報告内容を精査し、その実施状況について確認を行った（下記 2）。

また、委員会は、リンクドゥ社に対しても、その個人情報の取扱いに関する問題点の有無を調査し、同年 2 月 22 日、個人情報保護法第 144 条の規定に基づく指導を行った（下記 3）。

¹ これまで、本件事案に関する当委員会作成の資料においては、ビプロジー社等が公表してきた業務委託契約に基づく委託関係を基準に表記してきたものであるが、今回の調査において、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号における「委託」（個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供されること）関係を整理したことから、同委託関係を明示する表記とした。本資料においては、断りなき限り、この表記で統一する。

2. ビプロジー社における改善策の実施状況について

ビプロジー社策定の報告内容につき、委員会内で精査をした結果、提出された改善策の実施状況報告に関し、特段の問題は見当たらず、委員会の指導に対する一定の改善が確認できた（別紙1に記載のとおり。）。

委員会としては、今後も、改善策が確実に実施されることなどを、引き続き注視していく。

3. リンクドゥ社に対する調査結果及び改善策の実施状況について

リンクドゥ社に関して確認した事実関係は、別紙2に記載のとおり。

- (1) リンクドゥ社は、ソフトウェア開発業を営む従業者10名未満の個人情報取扱事業者であるが、本件業務において、同社従業者の取り扱っていた個人データは、尼崎市全住民約46万人の住民基本台帳を含む大量かつ機微性の高い内容であったことに鑑みると、その取り扱う個人データの量及び質に応じた安全管理措置（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」参照。）を、同社として講ずることが必要である。
- (2) 調査の結果、リンクドゥ社において、同社の従業者に個人データを取り扱わせるに当たり、同社の従業者において、委託元の規律を遵守させるために必要な人的安全管理措置が十分に講じられていなかったことを確認した。このことが、本件事案発生を招いた原因と即断できるものではないが、少なくとも、本件事案発生に至る背景として同社に生じていた問題であることから、速やかに改善されるべきである。
- (3) リンクドゥ社は、本件事案発覚後、委員会からの調査や問題点の提示を通じて、同社が本件業務において取り扱っていた個人データの重要性と、それを取り扱う個人情報取扱事業者としての責任を再認識し、今後、同社従業者が取引先等から委託されるなどして大量に個人データを取り扱うことになった場合にも、適切な安全管理措置を講ずることができるよう、従業者教育体制を見直すなどの改善策を自律的に講じたものである。この姿勢及び同改善策の内容は、一定の評価に値する。
- (4) 同社に対しては、個人情報取扱事業者として、継続的に法の遵守に対する意識を持ち続け、安全管理措置の十分性を常に確認しながら改善策を実施し続けることが肝要であるので、これを促すべく、委員会は、令和5年2月22日、同社に対し、個人情報保護法第144条に基づく指導を行った。

4. おわりに

本件事案は、個人の不注意による紛失が直接的な原因であって、同種事案発生の危険性は、個人情報を取り扱う全ての場面で生じうるところ、その責

任が、直接の原因を生じさせた行為者のみに所在する問題でないことは論を俟たない。

委員会としては、指導を実施したビプロジー社及びリンクドゥ社が、個人情報取扱事業者として自らの問題点を改善することに加え、委託元である尼崎市をはじめとした関係者全体が、本件事案を、自らの問題とし、二度と同種事案を起こさないための意識改革及び再発防止策の実施に継続的に取り組むことが必須と考える。

現在、地方公共団体については、各地方公共団体における個人情報保護条例等が適用されているが、令和5年4月1日に改正個人情報保護法が全面施行された後は、尼崎市を含む地方公共団体における個人情報の取扱いについても、個人情報保護法の規律が適用され、当委員会が監視・監督を行うことから、各地方公共団体に対し、本件事案を対岸の火事とせず、本件事案を踏まえた個人情報の適正な取扱いの確保を求めていくこととしたい。

以 上

BIPROGY株式会社における改善策の実施状況について

事実関係	指導事項	改善策の実施状況
1. 組織的安全管理措置		
<p>尼崎市の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務（以下「本件業務」という。）において、開発プロジェクト工程における個人データの取扱い上のリスクについて現場担当者のみで判断することが実態となっていた。</p>	<p>リスクに応じて必要かつ適切な措置を検討し承認するといった適切な安全管理措置を講ずるための組織体制を整備すること。</p>	<p>個人情報の取扱いに関する総点検を行い、点検で洗い出した業務が適切に運用されるよう組織長（部長級）がセキュリティ対策状況について週次で確認を行うよう義務付ける運用を開始した。</p> <p>新たに設置したセキュリティ専門組織である総合セキュリティ運営会議が、継続的に上記セキュリティ対策状況の妥当性を審査し、客観的にモニタリングする体制とした。</p>
<p>個人データの取扱いに係る規律自体は存在していたものの、本件業務において、同規律に従った運用が確保されておらず、従業者等が同規律に反した取扱いを行った結果、個人データが保存されたUSBメモリを紛失するに至った。</p>	<p>個人データの取扱いに係る規律の遵守状況を確認し、必要に応じて規律又は管理体制を見直すこと。</p>	<p>情報セキュリティポリシー及びビジネスプロセス関連規程を改定した。</p> <p>グループ企業の全従業者及び委託先企業に対して、セキュリティ対策の理解と個人情報取扱いルールを再徹底させるための教育研修を実施した。今後も定期的に教育研修を実施する計画である。</p>
2. 物理的・技術的安全管理措置		
<p>本件業務において、入退室管理、電子媒体の盗難防止措置等を適切に講じていなかった。</p> <p>事案を受け、個人データを取り扱う業務は入退室管理区域に限定する、電子媒体の保管庫を施錠管理する等、再発防止策を策定した。</p>	<p>既に策定した再発防止策を確実に実施すること。</p>	<p>策定した再発防止策を継続的に実施している。</p>
3. 委託先の監督		
<p>本件業務において、個人データの取扱いについての具体的な手順や講ずべき安全管理措置に関して、委託先等（再委託先を含む。）の従業者らに一任し、その検討結果の確認も行っていなかった。</p>	<p>委託先等における個人データの取扱状況を適切に把握できるよう、モニタリング機能の強化を図ること。</p>	<p>個人情報の取扱いを伴う業務における①委託先の有無、②委託する場合の体制、③委託先の安全管理措置の実施状況、④委託先への教育研修状況等を総点検した。</p> <p>洗い出した個人データの取扱いの委託について、総合セキュリティ運営会議の中で、要改善事項がないか、継続的にモニタリングした。</p>

有限会社リンクドゥにおける改善策の実施状況について

事実関係	改善策の実施状況等
<p>1. 個人データの取扱いに係る規律</p> <p>有限会社リンクドゥ（以下「リンクドゥ社」という。）は、自社において個人情報取扱規程及び情報セキュリティ管理規程を策定し、自社における個人データの取扱方法や、情報資産の自社からの持ち出しルールを一定程度整備していた。</p> <p>さらに、尼崎市の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務（以下「本件業務」という。）に係る業務委託契約書において、リンクドゥ社の個人データの取扱いは、尼崎市情報セキュリティ対策基準等の委託元における規律を遵守するよう規定されていることから、リンクドゥ社は、本件業務において自社の従業者に個人データを取り扱わせるに際し、自社固有の規律に加え、委託元における規律を遵守するよう適切な人的安全管理措置を講じなければならなかった。</p> <p>2. 安全管理措置に関する問題点等</p> <p>リンクドゥ社では、人的安全管理措置として、各従業者の入社時に、誓約書にて、自社の情報セキュリティに関する事項を遵守する旨誓約をさせた上で注意喚起を行っていた。また、適切に個人データを取り扱わせるための教育研修については、同社の主要な事業が他社から受託するソフトウェア開発業務であることから、入社後に委託元のセキュリティ研修を受講させることとしていた。</p> <p>しかし、管理者が各従業者に対して、半年に一度、人事管理のための面談を行っていたものの、委託元での当該従業者による個人データの取扱状況を聞き取ることはなく、また、委託元のセキュリティ研修を受講しているか否かについて、適切に把握する機会を設けていなかった。</p>	<p>1. 本件発生後に自律的に講じた再発防止策</p> <p>半年に一度の面談時に、委託元での個人データの取扱状況及び委託元でのセキュリティ研修の実施状況について聞き取りを行うこととした。</p> <p>年に一度、全ての従業者に対して、情報セキュリティ研修を実施することとした。</p> <p>2. 指導事項</p> <p>人的安全管理措置に関し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 既に策定した再発防止策を確実に実施すること。 1に加え、左記の事実関係を踏まえ、個人情報の保護に関する法律第23条及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき、従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。